

第6章 計画の推進

6-1 計画推進のための各主体の基本的役割

地球温暖化を始めとする環境問題は、日常生活や事業活動などあらゆる人間活動に起因していることから、社会を構成する全ての主体が自らの問題として認識し、それぞれの立場でできることから取組を進めていく必要があります。

(1) 市(行政)の役割

- 市(行政)は、環境保全のための中心的な役割を担い、市域における環境の状況に応じて、総合的かつ計画的な施策を策定し、実施します。
- 市自らが一事業者であり消費者であるという立場から、環境負荷低減に率先して取り組むとともに、各主体との協働に基づく推進をあらゆる施策の根本におき、市民、地域組織、学校、事業者等に対する参画のための支援や具体的提案を行います。
- 市(行政)としての立場から、広い視野の下に市民、事業者の取組を先導し、環境に関する情報提供や環境負荷の少ない活動への支援を行います。
- 広域的な取組が必要とされる施策については、国、県及び周辺自治体等と連携し、効果的な施策の推進を図ります。

(2) 事業者の役割

- 事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えることを十分認識し、製造・販売・消費・廃棄に至る一連の事業活動を行うにあたっては、公害発生の防止、環境への負荷の低減に努め、環境への配慮に最大の努力を払います。
- 事業者は、地域社会の一員として事業活動を通じて、地域の良好な環境づくりに貢献するよう努めます。
- 事業者は、市が実施する環境施策に対して、積極的に協力します。

(3) 市民の役割

- 市民は、次世代に良好な環境を継承していくため、環境の保全について関心を払うとともに、必要な知識をもつよう努めます。
- 市民は、日常の生活や活動の中で、環境に配慮した暮らしを実践し、環境への負荷の低減に努めます。
- 市民は、市が実施する環境施策に対して、積極的に参加、協力します。

6-2 計画の周知体制

「環境基本計画（改訂版）」の各種施策を総合的かつ計画的に推進するためには、市民、事業者、市（行政）の各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して取組を推進していく必要があります。

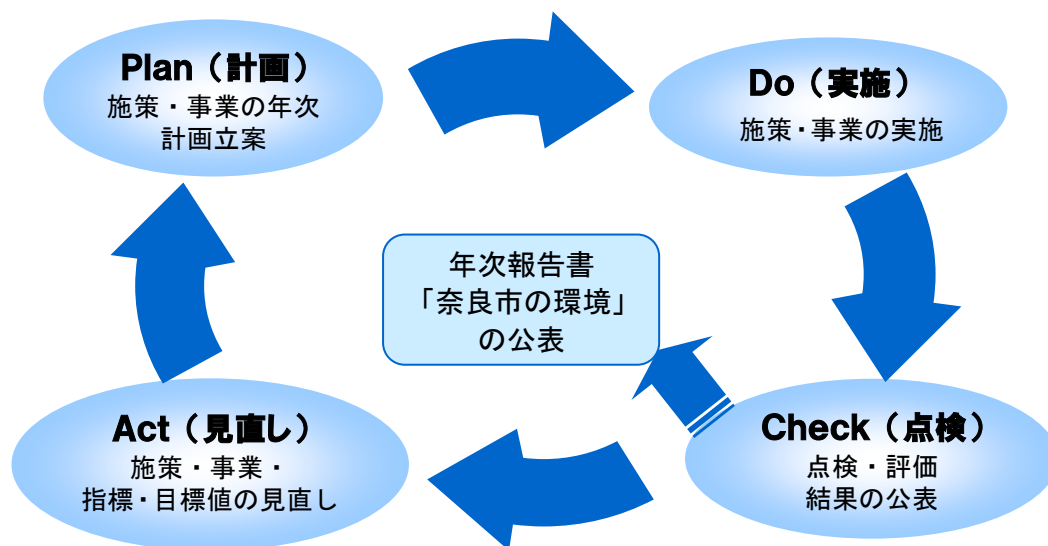
このため、本計画を市のホームページに掲載するとともに、普及啓発資料を配布することにより、広く市民、事業者等への周知を図ります。また、事業者や環境関係団体の機関誌、環境関係のフォーラムやイベントなどの様々な機会を利用して、計画の周知や推進のための啓発を行います。

6-3 計画の進行管理

「環境基本計画（改訂版）」の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCAサイクルの一連の手续に沿って実施します。

計画の実効性を確保し、着実な推進を図るためには、目標実現に向けた施策・事業や各主体の取組の状況等を定期的に把握し、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

毎年度の進行管理においては、第4章で定めた指標を用いて、施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価するとともに、奈良市環境基本条例第10条に基づき点検・評価結果などを取りまとめた年次報告書「奈良市の環境」を作成し、市ホームページ等を通じて公表します。



6-4 計画の見直し

「環境基本計画（改訂版）」は平成33年度を目標年度としていますが、市の最上位計画である第4次総合計画の改訂や施策の進捗状況・目標の達成状況等を踏まえ、3～5年サイクルで見直しを行います。また、国の環境政策の動向や社会経済情勢に変化があった場合には、随時見直しを行います。

6-5 計画の推進体制

「環境基本計画（改訂版）」を総合的かつ計画的に推進し、望ましい環境像を実現させるために、市民、事業者、市（行政）がそれぞれの役割に基づいて主体的に行動を実践し、連携・協働する仕組みを形成し、施策の推進を図ります。

（1）奈良市環境審議会

奈良市環境審議会は奈良市環境基本条例第 21 条に基づき設置される組織で、学識経験者等の委員で構成されており、環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議を行います。

（2）環境基本計画推進会議

本計画の推進に当たっては、中心となる懇談会として環境基本計画推進会議を開催し、市民、事業者、市（行政）、奈良市環境審議会の協働による計画の進捗管理を行います。

（3）環境調整会議

市内の施策推進組織である環境調整会議において市内各担当部課の横断的な連携及び調整により合意形成を図りながら、市民、事業者、市（行政）の協働による施策の推進を図ります。

■環境基本計画推進会議のイメージ図

